汚水に係る**指定工場**（山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則　別表１（抄））

1　次に掲げる作業を常時行う工場又は事業場

(一)　染色、漂白又は洗毛(一日の通常の排出水量が一、〇〇〇トン未満のものを除く。)

(二)　でん粉の製造(一日の通常の排出水量が一、〇〇〇トン未満のものを除く。)

(三)　紙又はパルプの製造(一日の通常の排出水量が一、〇〇〇トン未満のものを除く。)

(四)　カドミウム、鉛、水銀、アルキル水銀、砒素若しくはこれらの化合物、シアン化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物又はポリ塩化ビフェニルを排出するおそれのある作業で次に掲げるもの

(1)　木材を薬品処理する作業

(2)　化学肥料を製造する作業

(3)　金属及びその塩類の溶解又は加熱等の操作を伴う作業

(4)　有機顔料又は合成染料を製造する作業

(5)　合成高分子化合物の製造に関連する化学薬品を製造する作業

(6)　高分子活性剤を製造する作業

(7)　医薬品原薬を製造する作業

(8)　農薬を製造する作業

(9)　写真感光材料を製造する作業

(10)　蓄電池又は乾電池の製造に係る作業

(11)　ガラス又はガラス製品を製造する作業

(12)　非金属を表面処理する作業

(13)　金属の表面処理又はメッキに係る作業

(14)　印刷の製版に係る作業

(五)　獣畜、魚介類若しくは鳥類を原料とする飼料又は肥料の製造の作業

2　一日の通常の排出水量が三、〇〇〇トン以上の工場

汚水に係る**特定施設**（山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則　別表２（抄））

1　石材加工業の用に供する施設であつて次に掲げるもの

(一)　研磨施設

(二)　湿式切断施設

2　ビーフン又は即席めん類の製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの

(一)　原料処理施設

(二)　混練施設

(三)　蒸煮施設

3　ゴルフ場の営業の用に供する施設であつて次に掲げるもの

(一)　ちゆう房施設

(二)　入浴施設

4　紙器製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの

(一)　印刷施設

(二)　接着施設